

防災業務計画

2024年4月

西部ガス株式会社

目 次

第1章 総 則	1
第1節 防災業務計画の目的	
第2節 防災業務計画の基本構想	
第3節 防災業務計画の運用	
第2章 防災体制の確立	2
第1節 防災体制	
第2節 対策組織の運営	
第3節 災害対策連絡会議等の設置	
第4節 社外機関との協調	
第3章 災害予防対策	5
第1節 非常体制に係る整備等	
第2節 防災教育	
第3節 防災訓練	
第4節 ガス施設等の災害防止措置	
第5節 防災用設備等の整備等	
第6節 防災用資機材の確保と整備等	
第7節 ガス事故の防止	
第4章 災害応急対策	9
第1節 通報及び連絡	
第2節 災害発生時における情報の収集、連絡	
第3節 災害時における広報	
第4節 対策本部等の要員の確保	
第5節 災害時における緊急工事	
第6節 地震時以外の供給停止判断	
第7節 地震時の供給停止判断	
第5章 災害復旧対策	1 1
第1節 復旧計画の策定	
第2節 災害時における復旧用資材の確保	
第3節 復旧作業の実施	
第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画	1 2
第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	
第2節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	
第3節 関係者との連携協力の確保に関する事項	
第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項	
第5節 防災訓練に関する事項	
第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	
第7章 その他	1 5

防災業務計画

第1章 総 則

第1節 防災業務計画の目的

この防災業務計画（以下「この計画」という。）は、災害対策基本法第39条第1項に基づき、ガス施設等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧のための諸施策の基本を定めることにより、円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図ることを目的とする。

第2節 防災業務計画の基本構想

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、次の諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

1. 防災体制の確立
2. 災害予防対策
3. 災害応急対策
4. 災害復旧対策

第3節 防災業務計画の運用

1. 他の計画等との関連

この計画は、災害対策基本法、ガス事業法、消防法、石油コンビナート等災害防止法等関係法令に基づく諸計画等との調整を図り運用する。

2. 防災業務計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第2章 防災体制の確立

第1節 防災体制

1. 非常体制

非常体制は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合とし、その種別及び基準は次の表の通りとする。

体制種別	基 準
第1非常体制	(1) ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度又は局地の場合 (2) 供給区域に大雨、洪水等の気象警報が発令され、被害又は被害予想が軽度又は局地の場合 (3) 事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生した場合 (4) 供給エリアの沿岸に大津波警報が発令された場合 (5) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合
第2非常体制	(1) ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合 (2) 供給区域に大雨、洪水、大津波等の気象警報が発令され、被害又は被害予想が中程度の場合 (3) 供給区域に震度5弱の地震が発生し、漏えい又は供給支障等の被害が発生した場合
第3非常体制	(1) ガス施設の損壊等による被害又は被害予想がはなはだしい場合 (2) 事業所の所在する地域に大雨、洪水、大津波等の気象警報が発令され、被害又は被害予想がはなはだしい場合 (3) 供給区域に震度5強以上の地震が発生した場合 (4) ガス漏えい及びガス事故等処理要領に定める特別出動体制では処理することが困難な事故が発生した場合又は予想される場合
総合非常体制	(1) ガス施設の損壊等により広域、大規模な災害が発生した場合 (2) 供給区域に大雨、洪水、大津波等の気象警報が発令され、広域、大規模な災害が発生した場合 (3) 供給区域に震度5強以上の地震が発生し、広範囲に被害が発生した場合 (4) 供給区域に震度6弱以上の地震が発生した場合

2. 災害対策組織及び分担業務

本社及び各事業所等は、非常体制に対応する災害対策組織（以下「対策組織」という。）及び分担業務をあらかじめ別図1から別図9の通り定める。

第2節 対策組織の運営

1. 非常体制の発令と解除

- (1) 各非常体制の責任者は発令基準に則り、当該所管内の非常体制を発令することができる。また、災害の発生のおそれなくなった場合または災害復旧が進行して必要が無くなった場合には、全部又は一部を解散する。

各非常体制の責任者は別表1に定める。

- (2) 第3非常体制が発令されたときは、直ちに「地区災害対策本部」を設置する。地区災害対策本部長は災害の状況に応じて、体制種別を変更することができる。

なお、福岡の体制については、各部門を被災地域の復旧活動に携わる地区災害対策本部と地区災害対策本部の支援及び災害対策に関する総括管理を行う災害対策連絡会議に分割する。また、被災地以外の各地区は災害派遣連絡部会を設置し、災害情報の収集及び要員派遣等の準備をする。

- (3) 総合非常体制が発令されたときは、直ちに「総合災害対策本部」を設置する。なお、福岡の体制については、復旧活動の統括、災害対策に関する総括管理及び現地災害対策本部を支援する「総合災害対策本部」、被災地域の復旧活動に携わる「現地災害対策本部」に分割する。また、被災地以外の各地区は災害派遣連絡部会を設置し、災害情報の収集及び要員派遣等の準備をする。

2. 権限の行使

- (1) 対策本部が設置された場合、災害対策活動に関する一切の業務は対策本部のもとで行う。
- (2) 対策本部が設置された場合、対策本部長は職務上の権限を行使して活発に災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては臨機の措置をとることができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとる。
- (3) 対策本部長が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合、別表2に定める代行者が対策本部長に代わって指揮をとるものとする。

3. 動員

- (1) 各非常体制の責任者は非常体制を発令後、直ちにあらかじめ定める防災要員の動員を指令する。
- (2) 地震が発生し気象庁が発表した供給区域の震度が5弱以上の場合は、あらかじめ定めた社員の自動出動とする。

ただし、地震等災害による被災、傷病等の事情により出動困難な者はこの限りではない。

4. 指令伝達及び情報連絡の経路

各非常体制の指令伝達及び情報連絡の経路は、別図1から別図4の通りとする。

第3節 災害対策連絡会議等の設置

1. 災害対策連絡会議

- (1) 台風、洪水、高潮、地震、津波等により、ガスの供給に大きな影響を及ぼす被害が発生した場合もしくは予想され第3非常体制の発令を受けたときは、防災保安部長を議長とする関係各部門による「災害対策連絡会議」を直ちに設置する。
- (2) 「災害対策連絡会議」は、災害情報の収集及び外部対応を図ると共に「地区災害対策本部」の防災活動に対して全面的に支援、補佐する。

2. 災害対策連絡部会

(1) 地区で災害が発生もしくは発生が予想され、第1又は第2非常体制の発令の連絡を受けた場合、防災保安部長（工場での被害の場合には生産部長）は「災害対策連絡部会」を設置する。

(2) 「災害対策連絡部会」は、災害情報の収集及び外部対応を図ると共に、現地の防災活動に対して全面的に支援、補佐する。

3. 災害派遣連絡部会

(1) 地区で災害が発生もしくは発生が予想され、第3又は総合非常体制の発令の連絡を受けた場合、被災地以外の地区の供給部長は「災害派遣連絡部会」を設置する。

(2) 「災害派遣連絡部会」は、災害情報の収集及び要員派遣等、現地の防災活動に対して全面的に支援、補佐する。

4. 動員

(1) 地震が発生し気象庁が発表した供給区域の震度が5弱以上の場合は、あらかじめ定めた社員の自動出動とする。

ただし、地震等災害による被災、傷病等の事情により出動困難な者はこの限りではない。

5. 指令伝達及び情報連絡の経路

災害対策連絡会議等が設置された場合の指令伝達及び情報連絡の経路は、別図5から別図9の通りとする。

第4節 社外機関との協調

1. 地方防災会議等への参加と協力

平常時には、担当部署（事業所）が地方自治体の防災会議等と、また災害時には対策本部等が地方自治体の災害対策本部等と緊密な連絡を保ち、この計画が円滑、適切に行われるよう努める。

(1) 地方防災会議等への参加

地方防災会議等には、委員を推薦し参加させる。

(2) 地方自治体災害対策本部との協調

この計画が円滑かつ適切に行われるよう次の事項に関し協調を図る。

①災害に関する情報の提供及び収集

②災害応急対策及び災害復旧対策の推進

2. 防災関係機関との協調

(1) 経済産業省、九州産業保安監督部、地方气象台、消防署、警察署等防災関係機関とは平常時から協調し、防災関係情報の提供、収集等相互連携体制を整備するよう努めるものとする。

(2) 災害発生時には、内閣府、内閣情報調査室、経済産業省等の防災関係機関との連絡が相互に迅速にかつ確実に行えるよう情報伝達のルート及び情報交換の為の収集・連絡体制を整備しておく。

3. 他ガス事業者等との協調

他ガス事業者等と協調し、要員及び資材等の相互融通等災害時における相互応援態勢の整備に努める。

第3章 災害予防対策

第1節 非常体制に係る整備等

- (1) 本社及び事業所は災害が発生したときに、非常体制が有効に機能するため動員基準、組織、業務分担及び通報、連絡体制に係るマニュアルを整備し、社員等関係者に周知徹底を図る。また、訓練を通じて社員に周知徹底し、他の計画との整合性を確認する。
- (2) 事業所は、あらかじめ対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員及び関係会社社員に周知徹底するとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況連絡票やお客さまリスト等所要の設備、資料を設置する。

第2節 防災教育

- (1) 本社及び事業所等はガスの製造設備、供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、各種規程、基準、要領について、社員等関係者に対する教育を実施する。
- (2) 教育の内容は、次の各号の通りとする。
 1. 緊急措置のための体制に関する事項
 2. 動員基準、動員方法に関する事項
 3. 社員の果たすべき役割に関する事項
 4. 供給停止判断の基準に関する事項
 5. その他災害時の措置に関し必要な事項

第3節 防災訓練

- (1) 本社及び事業所等は防災活動を迅速に推進するため、年1回以上の防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地方自治体等が実施する防災訓練にも積極的に参加し、連携を強化する。
- (2) 訓練の内容は、次の各号の通りとする。
 1. 非常体制の確立に関する事項
 2. 関連工事会社との連携に関する事項
 3. ガス工作物の巡視、点検に関する事項
 4. 供給停止の方法に関する事項
 5. 防災に関する設備、資材等の確保、点検に関する事項
 6. お客さま等に対する広報活動に関する事項
 7. その他災害時の措置に関し必要な事項

第4節 ガス施設等の災害防止措置

1. 風水害対策

(1) ガス製造設備

- ① 浸水のおそれのある設備には防水扉、排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類のかさあげによる流出防止措置等必要な措置を講ずる。
- ② 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。
- ③ 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

(2) ガス供給設備

- ① 浸水のおそれのある設備には、昇圧防止装置の設置等必要な措置を講ずる。
- ② 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

2. 地震対策

ガス施設の地震対策にあたっては、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本目標とする。

(1) ガス製造設備

- ①新設設備はガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため、設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。
- ②二次災害の発生を防止するため、地震発生時に迅速かつ確実に、ガス製造設備等の被害状況を点検し、必要な処置を行うための地震時の行動基準等をあらかじめ定めておく。
- ③津波の来襲のおそれがある場合、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視点検を行う。また、緊急でない工事・作業その他の一般業務は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

(2) ガス供給設備

- ①新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強等を行う。
- ②二次災害の発生を防止するため、ガス遮断装置による導管網のブロック化、導管の緊急減圧のための方法等をあらかじめ定めておく。
- ③感震遮断機能を有するマイコンメーター等の設置を推進する。
- ④津波の来襲のおそれがある場合、工事中または作業中の箇所は、速やかに応急的保安措置を実施して、工事又は作業を中断する。

3. 火災・爆発対策

(1) ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所用の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

(2) ガス供給設備

- ①大規模なガス漏えい・爆発を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係る導管事故防止措置等を行う。
- ②供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については一般火災に対しても耐火性を確保する。

第5節 防災用設備等の整備等

1. 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

- (1) 地震計（S I 値測定機能を有するもの）
- (2) ガス漏れ警報設備
- (3) 火災報知器
- (4) 圧力計
- (5) 流量計

2. 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置をいう。

3. 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、防消火設備として、必要に応じ以下の設備を整備する。

- (1) 貯槽消火設備、冷却用散水設備
- (2) 化学消防車

(3) 消火栓、消火用屋外給水設備、水幕設備

(4) 各種消火器具及び消火剤

4. 漏えい拡大防止設備

液化ガス等の流出拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに油処理剤等を整備する。

5. 緊急放散設備等

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

6. 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

7. コンピュータ設備

災害に備え、コンピュータシステム、データベースのバックアップ対策を講じる。

8. 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

9. 防災中枢拠点設備

災害対策本部の機能をはたす施設については、通信機能等の設備の充実及び災害に対する耐震診断・補強、什器備品類等の転倒防止等の措置を講ずる。

第6節 防災用資機材の確保と整備等

(1) 防災用資機材の確保

事業所等は、災害発生時の被害を最小限とするため、緊急措置及び早期復旧に必要な、製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材について、平常時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

(2) 車両の確保

事業所等は、災害発生時における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を可能とするため、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備する。

(3) 資機材の調達

本社及び事業所は、災害復旧用資機材の確保のために、資機材リストの整備に努めるとともに、あらかじめ社外からの調達体制を整備しておく。

(4) 代替熱源

本社及び事業所は、災害等によってガス供給停止になった際に、社会的重要度の高い施設に対して臨時にガスを供給するため、移動式ガス発生設備、カセットコンロ類の調達先等を整備しておく。

(5) 生活必需品の確保

本社及び事業所は、災害等に備え、食料、飲料水、寝具、医薬品等の生活必需品の確保のために、社外からの調達体制を整備しておくとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

(6) 前進基地等の確保

本社及び事業所は、災害等に備え、前線基地用地、宿泊施設等の候補をあらかじめ調査しておく。

(7) 人員等の確保

本社及び事業所は、災害発生時に関係会社からの人員及び資機材の提供が迅速に行えるように、あらかじめ協力体制を整備しておく。

第7節 ガス事故の防止

1. ガス工作物の巡視、点検、調査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検（災害発生のおそれのある場合には、特別の巡視）を行い、ガス事故の防止を図る。

2. 広報活動

(1) 日常の広報

お客さま等ガス使用者に対し、平常時から、パンフレット、テレビ、検針票等を利用しガスの安全知識の普及促進及び臭気が認められる場合の通報等の協力を得るよう広報活動を実施する。

(2) マスコミへの連絡

テレビ、ラジオ、新聞等のマスコミに対して災害発生時の情報を速やかに連絡できるルートを確認しておく。

(3) 文案の作成等

非常事態に即応できるよう、あらかじめ文例、DVD等を作成し、その広報について関係諸機関に協力を依頼する。

第4章 災害応急対策

第1節 通報及び連絡

1. 通報・連絡の経路

- (1) 社内及び社外機関との連絡が相互に迅速かつ確実に出来るよう、情報伝達ルート及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。
- (2) 社内及び社外機関に対する通報・連絡の経路は、別図4及び別図10の通りとする。

2. 通報・連絡の方法

通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行うこととする。

第2節 災害発生時における情報の収集、連絡

1. 情報の収集、報告

対策本部は、次に掲げる各号の情報を巡回点検、出社途上の調査等により把握する。

(1) 一般情報

① 気象情報

② 一般被害情報：一般公衆の家屋被害情報及び人身被害発生情報並びにガス施設等を除く、電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該供給区域内全般の被害情報

③ 対外対応状況：地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況

④ その他災害に関する情報：交通状況等

(2) 地震計情報

(3) ガス施設等の被害状況

(4) 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項

(5) 社員の被災状況

(6) その他災害に関する情報

第3節 災害時における広報

1. 広報活動

① 災害発生時、または災害の発生が予想される場合においては発生直後、ガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた適切な広報活動を行う。

② 災害発生後、ガス供給を継続する地区のお客さまに対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。

2. 広報の方法

広報活動については、災害発生時に即応できるように、報道機関・警察・消防等関係機関に協力を要請するほか、広報車等により実施する。また、状況に応じて地方自治体とも連携を図る。

第4節 対策本部等の要員の確保

1. 対策要員の確保

(1) 地震が発生し供給区域内の気象庁発表震度階が5弱以上の場合、自動出社する社員をあらかじめ定めておく。

(2) 勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策本部等の要

員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

- (3) 非常体制が発令された場合は、対策本部等の要員はあらかじめ定められた要領に基づき速やかに対策本部等の指定された場所へ出動する。

2. 他事業者等との協力

- (1) 関係工事会社等との間に災害発生時に出動要請できる体制を確立し、必要に応じて出勤を要請する。
- (2) 自社のみでは、早期復旧が困難であると考えられる場合には、被害を免れたガス事業者からの協力を得るため、一般社団法人日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき日本ガス協会へ応援を要請する。

第5節 災害時における緊急工事

1. 緊急工事の基本方針

災害に伴う緊急工事は、緊急度を勘案して迅速かつ適切な措置を講じる。

2. 緊急工事における安全確保等

緊急工事に際しては二次災害の発生防止に万全を期すとともに、対策要員の安全に十分配慮する。

第6節 地震以外の自然災害時の供給停止判断

- (1) ガス施設の被害による二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を速やかに停止する。
- (2) 広範囲にわたる供給停止の判断は、第3非常体制が発令されたときは地区災害対策本部長、総合非常体制が発令されたときは現地災害対策本部長が行う。
- (3) 地区災害対策本部長又は現地災害対策本部長が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に備え、その職務を代行する者をあらかじめ指名しておく。
- (4) 供給継続地区については、保安巡回等の保安確保のための必要な対策を行う。

第7節 地震時の供給停止判断

- (1) 地震が発生した場合、次の各号に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、供給停止を行う。
 - ① S I 値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した地域及び製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な地域については、直ちにガス供給停止を決定する。
 - ② S I 値があらかじめ定めた供給停止判断基準未満となった地域については、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況等から経時的に得られる被害状況により、二次災害の発生が予測される場合は、速やかにガス供給を停止する。
- (2) 供給継続地区については、保安巡回等の保安確保のための必要な対策を行う。

第5章 災害復旧対策

第1節 復旧計画の策定

1. 災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、早期復旧をはかるため、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を速やかに策定する。
 - (1) 復旧手順及び方法
 - (2) 復旧要員の動員及び配置計画
 - (3) 復旧用資機材の調達計画
 - (4) 復旧作業の期間
 - (5) 供給停止のお客さま等への支援
 - (6) 宿泊施設の手配、食糧等の調達
 - (7) その他必要な対策

第2節 災害時における復旧用資材の確保

1. 調達
対策本部は、予備品、貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。
 - (1) 取引先、メーカー等からの調達
 - (2) 対策本部間の相互流用
 - (3) 他ガス事業者等からの融通
2. 復旧用資機材置場等の確保
災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要となった場合には、あらかじめ調査した前進基地用地等の利用を検討し、この確保が困難と思われる場合は、関係省庁・地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

第3節 復旧作業の実施

復旧計画に基づき、二次災害防止に万全を期すとともに、速やかにガス施設の復旧作業を実施する。

1. 製造設備の復旧作業
被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。
2. 供給設備の復旧作業
供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。
 - (1) 高・中圧導管の復旧作業
 - ① 区間遮断
 - ② 漏えい検査
 - ③ 漏えい箇所の修理
 - ④ ガス開通
 - (2) 低圧導管の復旧作業
 - ① 閉栓確認作業
 - ② 復旧ブロック内巡回調査
 - ③ 被災地域の復旧ブロック化
 - ④ 復旧ブロック内の漏えい検査
 - ⑤ 本支管、供給管、灯外内管の漏えい箇所の修理
 - ⑥ 本支管混入空気除去
 - ⑦ 内管検査及び灯内内管修理
 - ⑧ 点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
 - ⑨ 開栓

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

第3章第4節第2項(1)①および(2)①に準ずる。

また津波浸水による被害が想定される設備については、その重要度に応じて必要な対策を講じる。

第2節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1. 従業員等の避難行動等

強い揺れ(震度4程度以上)を感じた時、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または、揺れを感じなくとも大津波警報あるいは津波警報が発表されたときは、従業員、見学者、訪問者等に対して、直ちに避難指示区域から離れるなど、急いで安全な場所に避難するよう要請する。

また、鉄筋建物の3階以上の階に避難した従業員、見学者、訪問者等に対しては安全確保のための情報提供をし、その場に留まるよう促す。

2. 避難時にとるべき措置

津波からの円滑避難を確保するため、利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施する。

3. 管理等を行う施設等に関する対策

(1) 津波襲来に備えた点検、巡視

第3章第4節第2項(1)③および(2)④に準ずる。

(2) 工事等の中断

第3章第4節第2項(1)③および(2)④に準ずる。

第3節 関係者との連携協力の確保に関する事項

1. 資機材、人員等の配備手配

(1) 防災体制

第2章第1節に準ずる。

(2) 対策本部の運営

第2章第2節に準ずる。

(3) 資機材の確保および整備

第3章第6節に準ずる。

(4) 他機関応援に備えた措置

第2章第4節第3項に準ずる。

2. 帰宅困難者への対応

国、地方自治体と協力して、一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供等の対策について検討を進めるものとする。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等
第2章第2節及び第4章第1節に準ずる。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係わる措置に関する事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達
第2章第2節及び第4章第1節に準ずる。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知
第2章第1節および第4章第3節に準ずる。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等
第2章第2節及び第4章第1節に準ずる。
- (4) 災害応急対策をとるべき期間等
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- (5) ガス事業者のとるべき措置
第2章第1節および第2節、第3章第4節、ならびに第4章第7節に準ずる。

3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係わる措置に関する事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達
第2章第2節及び第4章第1節に準ずる。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知
第2章第1節および第4章第3節に準ずる。
- (3) 災害応急対策をとるべき期間等
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- (4) ガス事業者のとるべき措置
第2章第1節および第2節、第3章第4節、第5節および第6節に準ずる

第5節 防災訓練に関する事項

第3章第3節に準ずる。

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第3章第2節および第7節第2項に準ずる。

なお従業員への教育内容は次の事項を考慮し、対象者に応じて必要な事項を選択するものとする。

- ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・地震及び津波に関する一般的な知識
- ・南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ・南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- ・南海トラフ地震対策として現在講じられている対策に関する知識

第7章 その他

第1節 他の社規との関係

災害その他非常の場合の措置に関しては、保安規程、その他の社規に特別な定めがある場合を除き、この計画の定めるところによる。

第2節 社員の責務

- (1) 社員は、この計画の定めるところに従い、積極的に防災に努めるとともに、指揮者又は責任者の指示、命令に従い、災害対策の諸活動に従事しなければならない。
- (2) 非常体制における動員者は災害発生が予想される場合又は災害発生時には、所属する事業所に出社、若しくは連絡して諸活動に従事しなければならない。

付 則

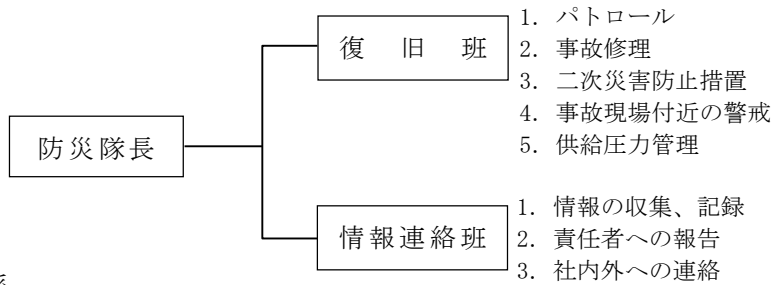
この計画は、2024年4月1日から実施する。

制 定	平成25年9月26日
改 定	平成27年3月30日
改 定	平成27年6月30日
改 定	平成29年3月24日
改 定	平成30年3月28日
改 定	平成31年3月25日
改 定	2020年3月27日
改 定	2021年3月18日
改 定	2023年3月31日
最終改定	2024年3月 日

(別図1) 第1非常体制の標準組織・分担業務

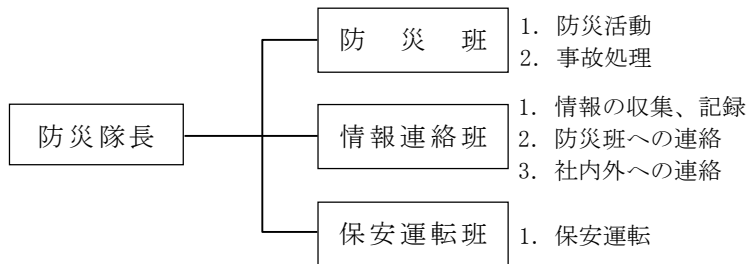
① 供給関係

関係者の一部動員によるパトロール又は事故処理ができる体制



② 製造関係

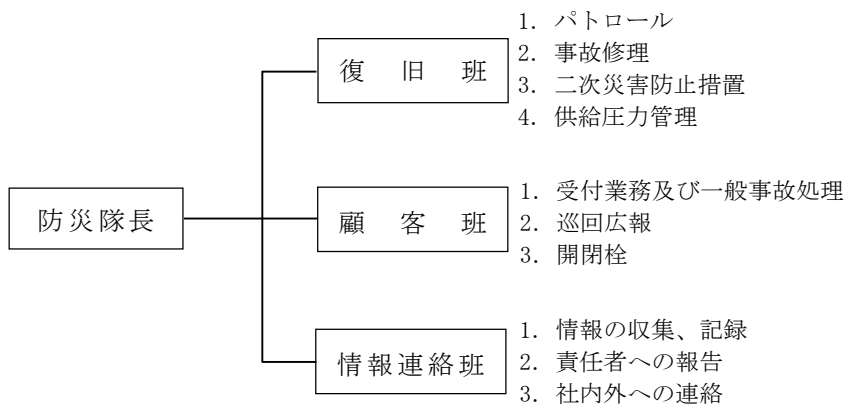
通常勤務担当者で処理できる体制



(別図2) 第2非常体制の標準組織・分担業務

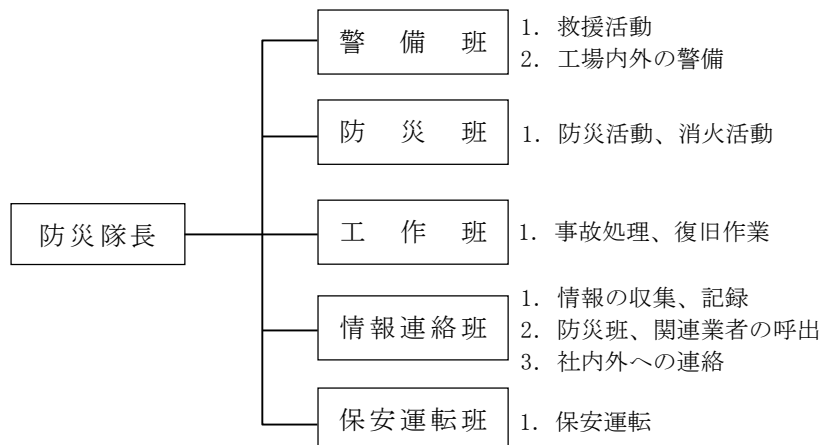
① 供給関係

関係者の動員によるパトロール又は事故処理及び広報ができる体制

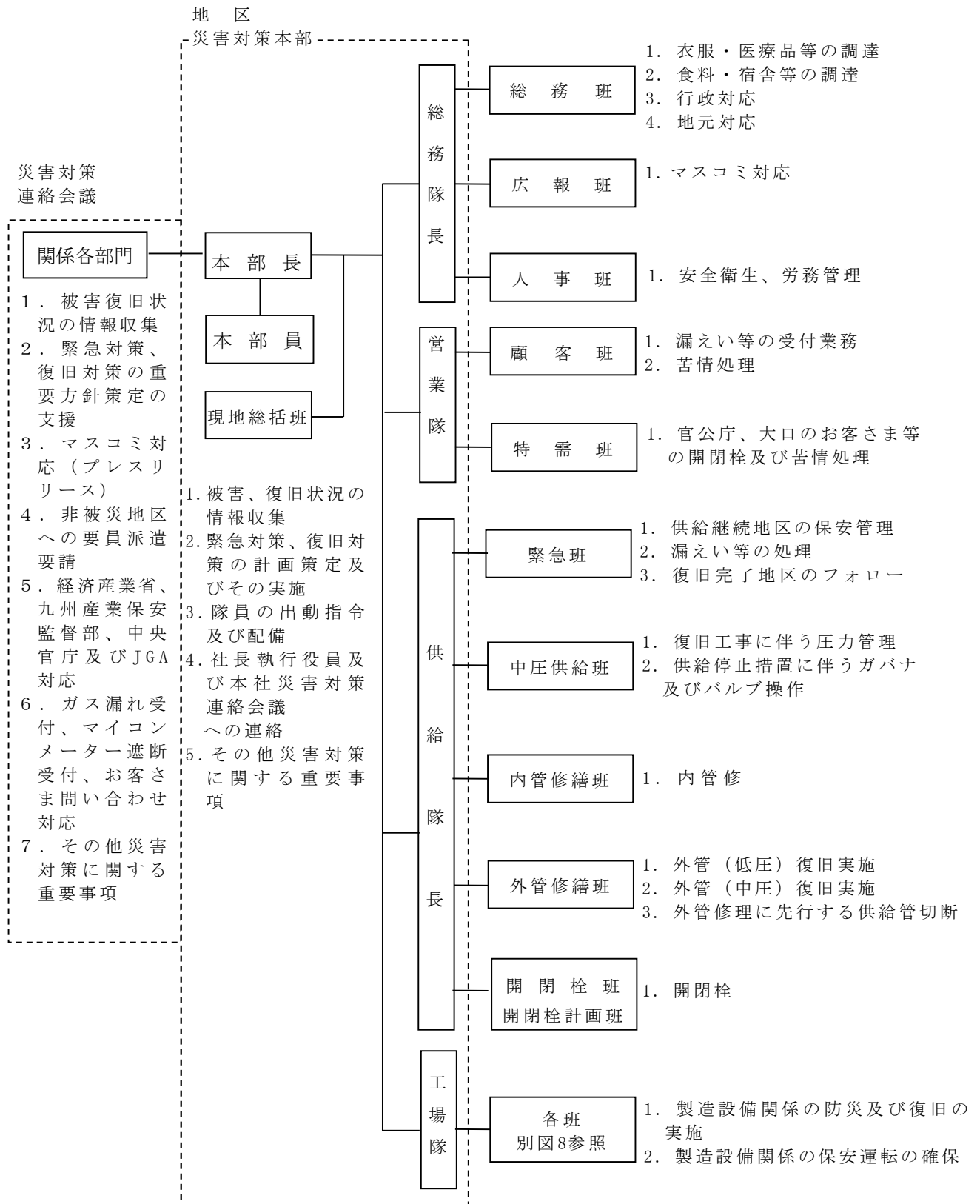


② 製造関係

関係者の動員により処理できる防災及び災害復旧体制



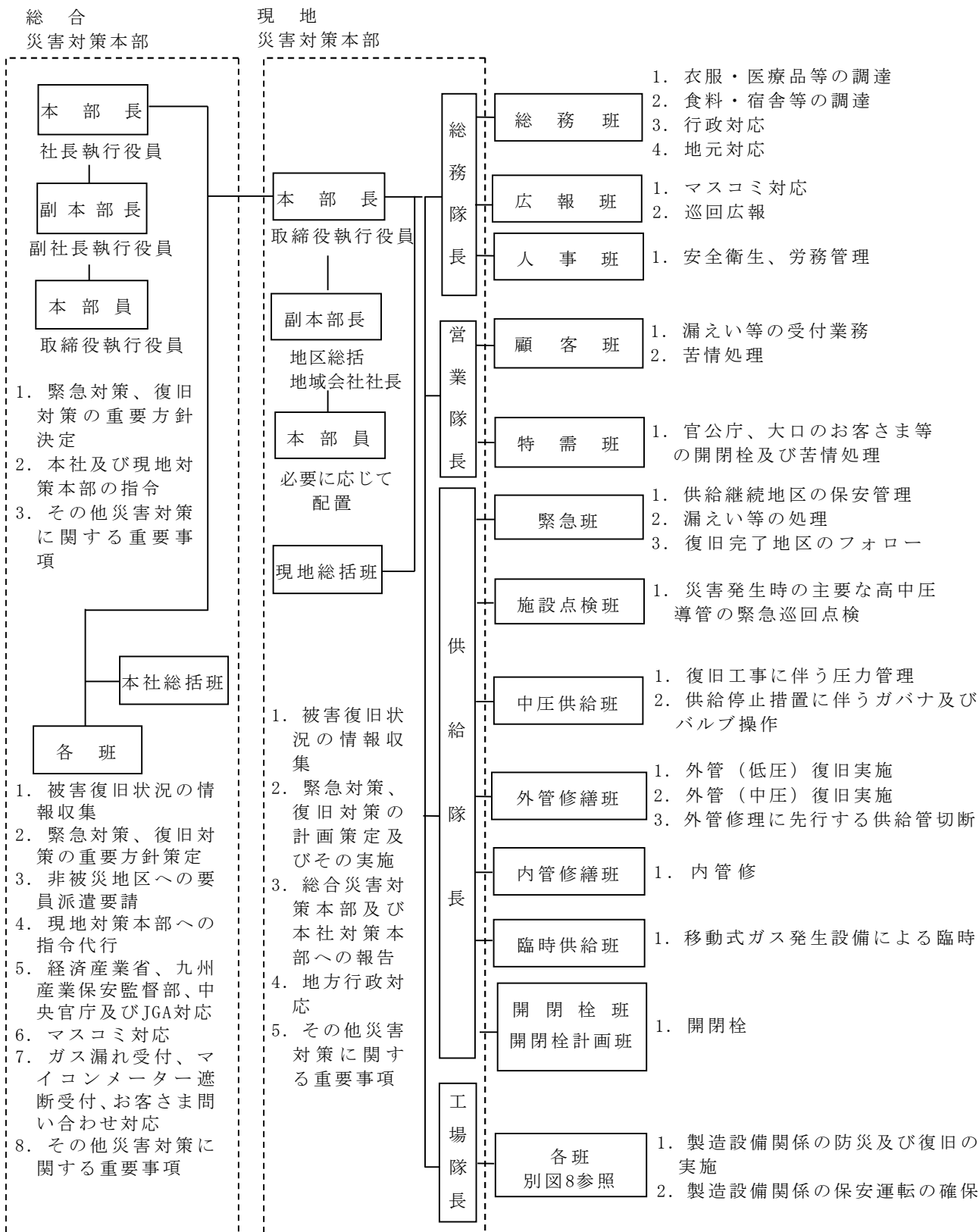
(別図3) 第3非常体制の標準組織・分担業務



- (注1) 上記の体制は標準とし、各班の編成は必要に応じて統合できるものとする。
 (注2) 地区災害対策本部において、本部長または本部員は各隊長を兼ねることができる。
 (注3) 災害対策連絡会議の体制は別図6参照
 (注4) 工場隊の体制は、別図8参照
 (注5) 災害対策連絡会議は、災害派遣連絡部会と連携し対応にあたる。

(別図4) 総合非常体制の標準組織・分担業務

総合災害対策本部、現地災害対策本部を設置し、社内外の応援の下に総合的な災害対策を効果的に実施できる。



(注1) 総合災害対策本部の体制は別図7参照。

(注2) 上記の体制は標準とし、各班の編成は必要に応じて統合できる。

(注3) 現地災害対策本部において、本部員と各隊長を兼ねることができる。

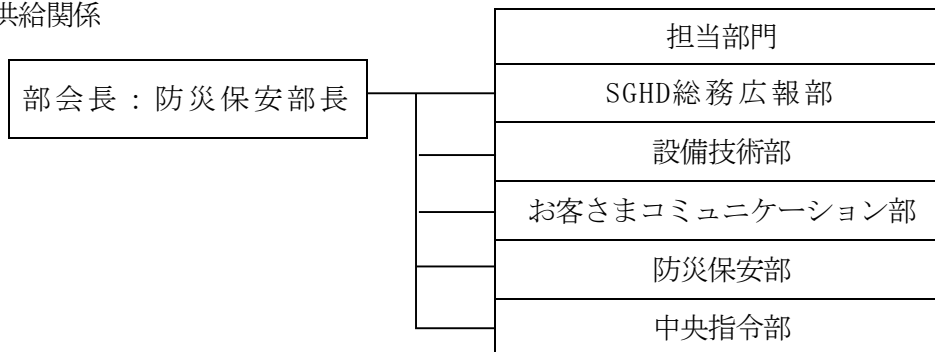
(注4) 総合災害対策本部は、災害派遣連絡部会と連携し対応にあたる。

(別図5) 災害対策連絡部会（本社）の構成

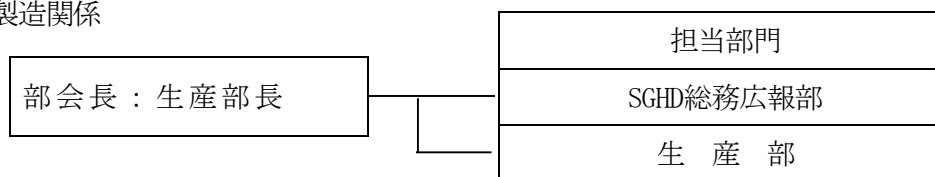
被害情報の収集及び外部対応を図ると共に、地区の防災活動に対して全面的に支援、補佐する。

【第1非常体制が発令された場合】

①供給関係



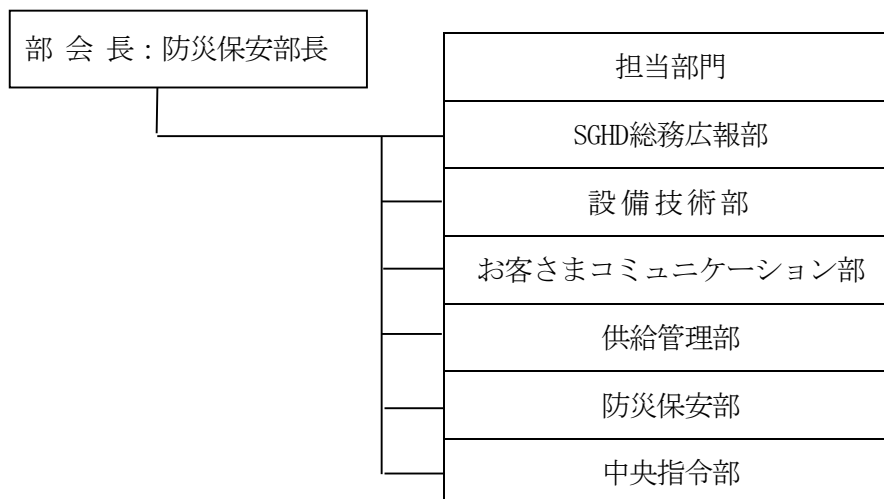
②製造関係



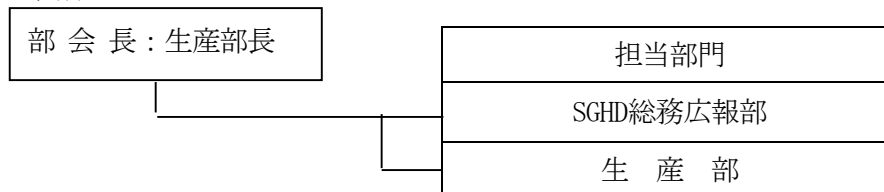
- (注1) 部会長の判断により、必要に応じて他部門が部会スタッフとして参画する場合がある。
 (注2) 地震発生時は防災保安部長を部会長、生産部長を副部会長とした一つの災害対策連絡部会とする。

【第2非常体制が発令された場合】

①供給関係



②製造関係



- (注1) 部会長の判断により、各班の編成は災害の規模に応じて変更できるものとする。
 (注2) 災害対策連絡部会の分担業務は災害対策連絡会議と同じとする
 (注3) 地震発生時は防災保安部長を部会長、生産部長を副部会長とした一つの災害対策連絡部会とする。

(別図 6) 災害対策連絡会議 (本社) の構成 (第 3 非常体制時)

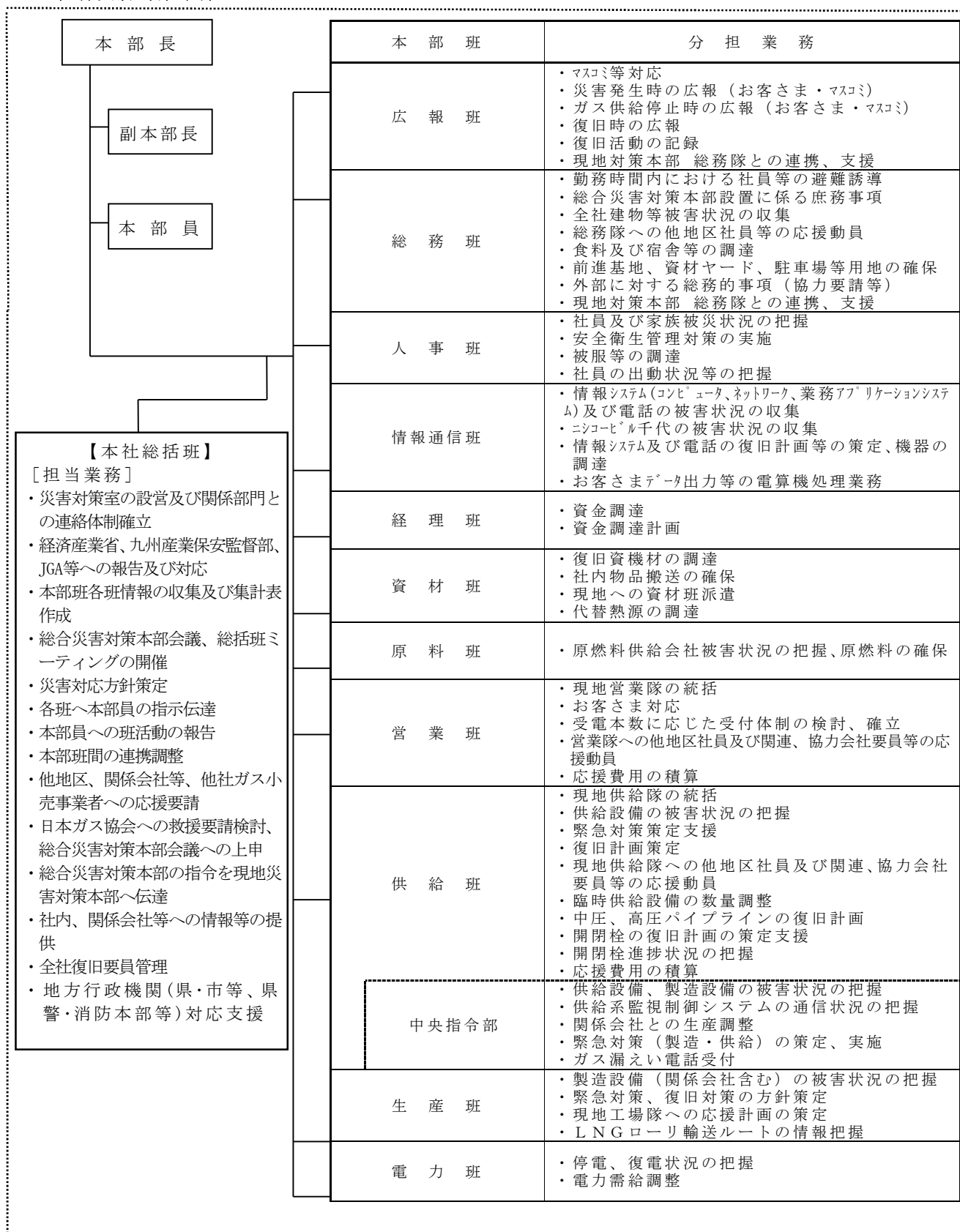
災害情報の収集及び外部対応を図ると共に、地区災害対策本部の災害対策活動に対して全面的に支援、補佐する。

議 長	防 災 保 安 部 長	本 部 班	分 担 業 務
		広 報 班	<ul style="list-style-type: none"> ・マスコミ等対応 ・災害発生時の広報 (お客さま・マスコミ) ・ガス供給停止時の広報 (お客さま・マスコミ) ・復旧時の広報 ・復旧活動の記録 ・地区災害対策本部 総務隊との連携、支援
【本社総括班】 [担当業務] ・災害対策室の設営及び関係部門との連絡体制確立 ・経済産業省、九州産業保安監督部 (常駐対応含む)、JGA等への報告及び対応 ・本部班各班情報の収集及び集計表作成 ・諸会議の開催 ・災害対応方針策定支援 ・各班へ議長の指示伝達 ・本部班間の連携調整 ・他地区、関係会社等、他社ガス小売事業者への応援要請 ・役員への報告 ・社内、関係会社等への情報等の提供 ・全社復旧要員管理 ・地方行政機関 (県・市等、県警・消防本部等) 対応支援		総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間内における社員等の避難誘導 ・災害対策連絡会議設置に係る庶務事項 ・全社建物等被害状況の収集 ・地区災害対策本部 総務隊への要員派遣を非被災地区と調整 ・食料及び宿舎等の調達 ・前進基地、資材ヤード、駐車場等用地の確保 ・外部に対する総務的事項 (協力要請等) ・地区災害対策本部 総務隊との連携、支援
		人 事 班	<ul style="list-style-type: none"> ・社員及び家族被災状況の把握 ・安全衛生管理対策の実施 ・被服等の調達 ・社員の出勤状況等の把握
		情 報 通 信 班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム (コンピュータ、ネットワーク、業務アプリケーションシステム) 及び電話の被害状況の収集 ・コシコビル千代の被害状況の収集 ・情報システム及び電話の復旧計画等の策定 ・情報システム及び電話等の機器の調達 ・お客さまデータ出力等の電算機処理業務
		経 理 班	<ul style="list-style-type: none"> ・資金調達 ・資金調達計画
		資 材 班	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧資機材の調達 ・資機材搬送 ・現地への資材班派遣 ・代替熱源の調達
		原 料 班	<ul style="list-style-type: none"> ・原燃料供給会社被害状況の把握、原燃料の確保
		営 業 班	<ul style="list-style-type: none"> ・現地営業隊の統括 ・お客さま対応 ・お客さま対応状況の把握 ・受電本数に応じた受付体制の検討、確立 ・営業隊への他地区社員及び関連、協力会社要員等の派遣調整 ・応援費用の積算
		供 給 班	<ul style="list-style-type: none"> ・現地供給隊の統括 ・供給設備の被害状況の把握 ・緊急対策策定支援 ・復旧対策策定支援 ・臨時供給設備の数量調整 ・開閉栓の復旧計画の策定支援 ・開閉栓進捗状況の把握 ・応援費用の積算
		中 央 指 令 部	<ul style="list-style-type: none"> ・供給設備、製造設備の被害状況の把握 ・供給系監視制御システムの通信状況の把握 ・関係会社との生産調整 ・緊急対策 (製造・供給) の策定、実施 ・ガス漏えい電話受付
		生 産 班	<ul style="list-style-type: none"> ・製造設備 (関係会社含む) の被害状況の把握 ・緊急対策、復旧対策の方針策定 ・現地工場隊への応援計画の策定 ・LNGローリ輸送ルートの情報把握
		電 力 班	<ul style="list-style-type: none"> ・停電、復電状況の把握 ・電力需給調整

(注) 各班の編成は災害の規模に応じて変更できるものとする。

(別図7) 総合災害対策本部の標準組織・分担業務

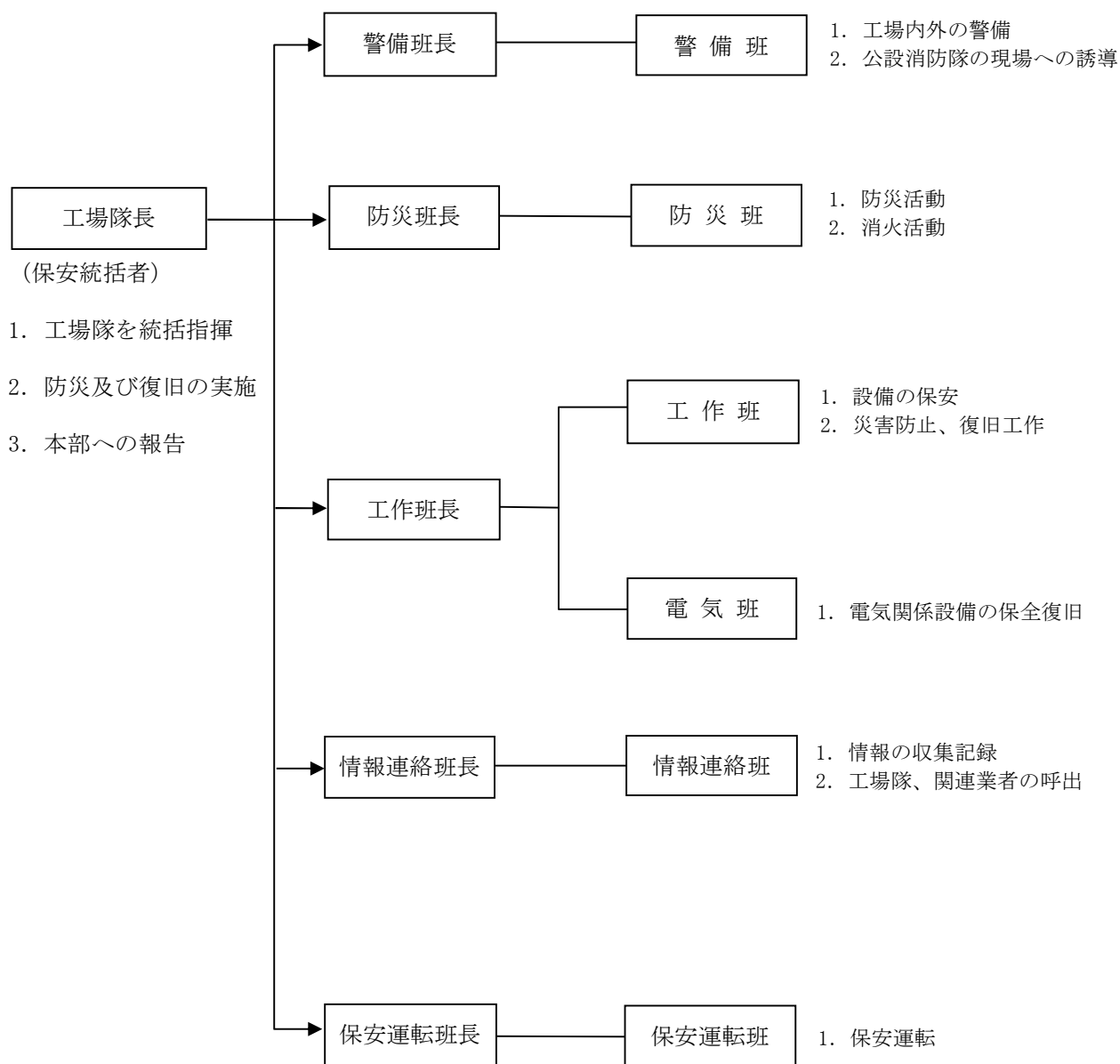
総合災害対策本部



(注1) 本部長は本部員部長の内、災害内容に応じて隊長を指名する。

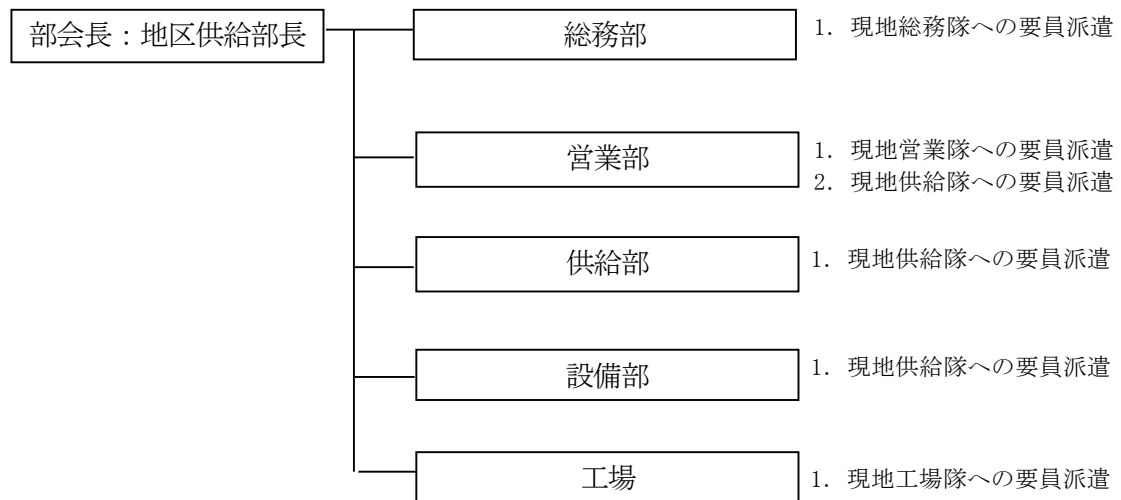
(注2) 各班の編成は災害の規模に応じて変更できるものとする。

(別図8) 工場隊の標準組織・分担業務



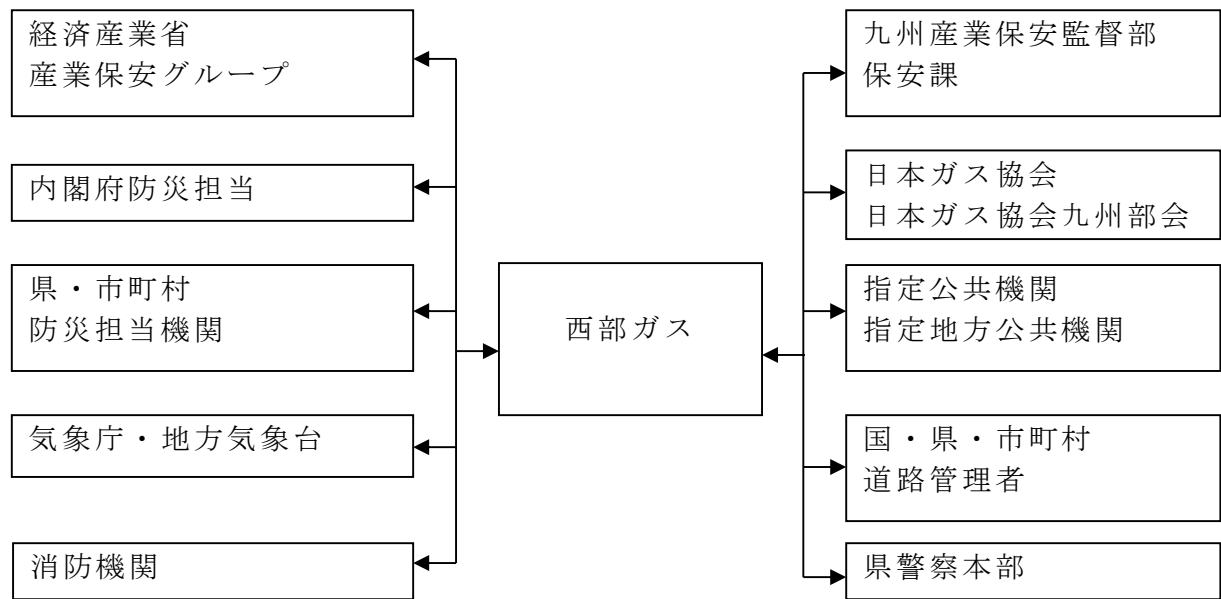
(注1) 上記の体制は標準とし、各班の編成は工場の規模や必要に応じて統合できるものとする。

(別図9) 災害派遣連絡部会の標準組織・分担業務



(注1) 上記の体制は標準とし、各部門の編成は地区の組織に応じて編成する。

(別図 1 0) 防災関係機関との連携関係図



(別表1) 各非常体制の責任者

	第1非常体制	第2非常体制	第3非常体制	総合非常体制
福岡地区	福岡供給部保安G マネジャー	福岡供給部長	保安総括担当 執行役員	社長執行役員
北九州地区	北九州供給部保安G マネジャー	北九州供給部長	保安総括担当 執行役員	
熊本地区	熊本供給部保全G マネジャー 熊本工場長※	熊本供給部長 熊本工場長※	熊本供給部長	
長崎地区	長崎供給部保全G マネジャー 長崎工場長※	長崎供給部長 長崎工場長※	長崎供給部長	
佐世保地区	長崎供給部佐世保供給G マネジャー 佐世保工場長※	長崎供給部長 佐世保工場長※	長崎供給部長	
島原地区	長崎供給部島原事業所長	長崎供給部長	長崎供給部長	

※製造設備の損壊等により、ガス供給に影響を及ぼす場合又は及ぼす可能性がある場合

(注1) 第3非常体制の責任者は地区災害対策本部長であり、総合非常体制の責任者は総合災害対策本部長である。

(別表2) 本部長代行者

総合災害対策本部	副社長執行役員
福岡地区災害対策本部	福岡供給部長
北九州地区災害対策本部	北九州供給部長
熊本地区災害対策本部	熊本供給部保全Gマネジャー
長崎地区災害対策本部	長崎供給部保全Gマネジャー
佐世保地区災害対策本部	長崎供給部佐世保供給Gマネジャー
島原地区災害対策本部	長崎供給部保全Gマネジャー

防 災 業 務 計 画

西部ガス株式会社